

# 熊本県公報

## 目次

告示	熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部改正	(地域政策課)	一
	字の区域の変更	(市町村総室)	二
	道路の供用開始	(道路維持課)	三
公告	道路位置の指定	(建築課)	三
	"	( "	三
	換地計画の決定	(農地建設課)	三
	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	四
	大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	四
	県有財産売却に係る一般競争入札の実施	(管財課)	四
	換地計画の適否決定	(農地建設課)	五
登載依頼			
	熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	(教育委員会)	五
	熊本県教育委員会会議傍聴人規則	( "	六
	明るい選挙推進協議会の会議の開催	(明るい選挙推進協議会)	六
	ユニバーサルデザイン懇話会の会議の開催	(ユニバーサルデザイン懇話会)	七

## 告示

熊本県告示第八百七十九号  
 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
 平成十三年十一月二十一日  
 熊本県知事 潮谷義子

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項  
 熊本県地域総合整備資金貸付要項(平成二年熊本県告示第三百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「地域総合整備財団」を、「財団法人地域総合整備財団」に改める。  
 第三条第一項中、「貸付」を、「貸付け」に改め、同条第二項第一号中、「または」を、「又は」に改める。  
 第四条中、「貸付」を、「貸付け」に改める。  
 第五条第一項中、「貸付」を、「貸付け」に、「概ね」を、「おおむね」に改め、同条第二項中、「借入」を、「借入れ」に改める。

第十三条第五号中、「和議開始」を、「再生手続開始」に改め、同条第十一号中、「第八号、第九号又は第十号」を、「又は前三号」に改める。  
 第十七条中、「提出済」を、「提出済み」に改める。  
 第二十二条の見出し中、「手続き」を、「手続」に改める。

附則  
 1 この要項は、告示の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。  
 2 この要項の適用の前日に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。  
 3 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	二十四億円	二十六億円
第五条第四項	「過疎地域」	「過疎地域」又は離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する「離島振興対策実施地域」
	二十四億円	二十六億円
	三十億円	三十三億円
	三十六億円	四十億円
	四十五億円	五十億円

第五条第五項	二十四億円	二十六億円
	三十億円	三十三億円
	三十六億円	四十億円
	四十五億円	五十億円
第五条第六項	「過疎地域」	「過疎地域」又は離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する「離島振興対策実施地域」
	二十四億円	二十六億円
	三十七・五億円	四十一億円
	三十六億円	四十億円
第二十三条	二十四億円	二十六億円
	三十億円	三十三億円
	三十六億円	四十億円
	四十五億円	五十億円

熊本県告示第八百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第一項第二号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条第一項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨三角町長から届出があった。

右の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
中 村	平 田	1294の2の一部、1295の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	中 村	長 田 町
中 村	長 田 町	1493の一部、1494の1の一部、1494の2の一部、1499の1の一部、1499の2の一部、1500の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	中 村	平 田
中 村	長 田 町	1534の一部、1552の1の一部、1552の2の一部、1553から1555までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	郡 浦	前 田
中 村	長 田 町	1559の一部、1560の1の一部、1560の2、1561の1の一部、1561の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	郡 浦	松 下
中 村	長 田 町	1559の一部、1561の1の一部、1561の2の一部、1562の1の一部、1562の2、1563の1の一部、1564の1の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	郡 浦	宮ノ前
中 村	京 塚	1486の地先の道路、水路である国有地の全部	中 村	長 田 町
郡 浦	前 田	132の1、133、134、135に隣接する道路、水路である国有地の全部	中 村	長 田 町
郡 浦	前 田	137の2の一部、138の1、138の2、139の1の一部、139の2、141の2、141の4の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	郡 浦	松 下

部 浦 松 下	168の一部、169の一部、170から172まで、173の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	部 浦 松 下	部 浦 松 下
部 浦 松 下	2594の一部、2595の一部、2597の一部、2598の一部、2607の一部、2608の一部、2609、2610の1の一部、2610の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	部 浦 松 下	部 浦 松 下

熊本県告示第八百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十一月二十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	二二六号	天草郡大矢野町大字中西五把浦 四四八六番一地从先から 同 所 字新田 四三三番八地先まで	二七二・〇	構 想 推

二 供用開始する期日 平成十三年十一月二十一日

公 告

熊本県告示第七百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定による道路

の位置の指定を次のとおり行った。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 建造者の住所 菊池市大字隈府一七〇〇番地六
- 二 建造者の氏名 高木安昭
- 三 道路の位置 菊池市大字北宮字西原二三九番四及び同二三九番八
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから四・五メートルまで
- 五 道路の延長 五十四・〇メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十月二十九日
- 七 指定番号 菊池景建第二百十八号

熊本県告示第七百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 建造者の住所 玉名市山田二〇三九番地四
- 二 建造者の氏名 水植嘉一
- 三 道路の位置 玉名市山田字平一五五番四、同一六三三番一、同一六三五番二及び同  
一六三六番三
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 四十七・四〇メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十一月五日
- 七 指定番号 玉名景建第九十二号

熊本県告示第七百八十三号

県管南関西部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に異議を申し立てられたい。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 縦覧の期間 平成十三年十一月二十二日から平成十三年十二月二十日まで
- 二 縦覧の場所 南関町土地改良区事務所
- 三 縦覧に供する書類の名称
  - 1 換地設計書
  - 2 各筆換地明細書
  - 3 清算金明細書
  - 4 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第七百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮谷義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
  - 上益城郡嘉島町大字上島字北藪一八六一番三
  - 八百九十九・六五平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 上益城郡嘉島町大字鯨一三八五
  - 鷹木 一信
  - 熊本市蓮台寺五丁目二番五号
  - 伊津野 靖

熊本県公告第七百八十五号

大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告します。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮谷義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ニコニコ堂江津店
  - 熊本市出水四丁目四〇三二一
- 二 届出者の氏名又は名称

- 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 友納 宏
- 三 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
  - 一、一七七平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
  - 九九六平方メートル
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
  - 平成十三年十一月十二日
- 六 変更する理由
  - 店舗改装のため

熊本県公告第七百八十六号

県有財産を次のとおり売却する。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮谷義子

- 一 物件の表示
  - 土地 宇土市浦田町字浦田六七番
  - 宅地 二、九三六・一九平方メートル（実測）
  - 建物 宇土市浦田町字浦田六七番
    - 庁舎・鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 ほか付属建物四棟
    - 主たる建物 六九五・八六平方メートル
    - 付属建物一 一六・五二平方メートル
    - 付属建物二 三三・一五平方メートル
    - 付属建物三 六三・八三平方メートル
    - 付属建物四 二二・〇〇平方メートル

二 入札期日

平成十三年十二月五日 午前十時

三 入札場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十一階第一共用会議室

四 入札保証金

入札金額の百分の六以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

五 開札期日 入札終了後即時

## 六 入札説明会

次の日時及び場所で行う。

日時 平成十三年十一月二十八日 午後一時二十分から午後二時まで

場所 下益城郡松橋町久具四〇〇番一 熊本県宇城総合庁舎第一会議室

なお、説明会終了後、午後四時まで建物内部を開放する。

## 七 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

## 八 入札参加資格

次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後二年を経過していない者

## 九 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出期限 平成十三年十二月三日 午後五時

提出先 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県総務部管財課

十 入札に参加しようとする者は、九の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

## 1 個人の場合

市町村長発行の身元証明書、住民票及び印鑑証明書

## 2 法人の場合

法人登記簿謄本及び印鑑証明書

## 3 1又は2の代理人が参加する場合

1又は2に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書

## 十一 その他

1 契約締結期限 平成十三年十二月十九日

2 売買代金納入期限 納入通知書により指定する。

3 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館七階 熊本県総務部管財課

4 入札参加者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、同法施行令、熊本県財産条例（昭和三十九年熊本県条例第二十三号）、熊本県会計規則（昭和六十年熊本県規則第十一号）等を承知のうえ入札するものとする。

## 5 問い合わせ先 熊本県総務部管財課

（電話〇九六―三八三―一一一番 内線三三〇七）

熊本県公告第七百八十七号

鯨浮明地区共同施行代表者松田誠一から鯨浮明地区の換地計画認可申請があったので、審査したところ、計画を適当と決定したから、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のあるものは縦覧期間満了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十三年十一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧期間 平成十三年十一月二十二日から平成十三年十二月十一日まで

二 縦覧の場所 上益城郡嘉島町鯨一三七七番地 鯨公民館

三 縦覧に供する書類の名称

1 換地設計書

2 各筆換地明細書

3 清算金明細書

4 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

## 登 載 依 頼

熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第五号

熊本県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会会議規則（昭和三十一年熊本県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

熊本県教育委員会会議傍聴人規則をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第六号

熊本県教育委員会会議傍聴人規則

熊本県教育委員会会議傍聴人規則（昭和二十四年熊本県教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、熊本県教育委員会会議規則（昭和三十一年熊本県教育委員会規則第四号）（第八条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴の手続等）

第二条 会議を傍聴しようとする者は、受付において住所氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者で委員長が特に認める者はこの限りではない。

2 委員長は必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

3 傍聴券の交付を受けて入場するとき、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（傍聴することができない者）

第三条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

一 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者

二 酒気を帯びていると認められる者

三 前二号のほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第四条 傍聴人は、静粛を旨とし、傍聴席にある間、次の事項を守らなければならない。

一 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

二 会議場に立ち入らないこと。

三 みだりに傍聴席を離れないこと。

四 私語、談話又は拍手等をしないこと。

五 飲食又は喫煙をしないこと。

六 撮影又は録音を目的とする機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得た場合を除く。

七 前各号のほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。  
（傍聴人の退場）

第五条 傍聴人がこの規則に違反し、又は議場の秩序を乱すおそれがあるときは、委員長は退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに退場しなければならない。傍聴券は、係員に退場のとき返還しなければならない。

一 前項の規定により、委員長が退場を命じた場合

二 非公開の会議が開催される場合

三 会議が閉会された場合

（その他）

第六条 第二条から前条までのほか、委員長から特に指示があつたときはその指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

熊本県明るい選挙推進協議会公告第二号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成十三年十一月十二日

熊本県明るい選挙推進協議会

会長 園 田 富 雄

一 開催日時

平成十三年十一月二十六日

午後一時三十分から午後三時まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二八一五

熊本テルサ りんどう・つばきの間

三 議題

1 平成十三年度上半期の事業実施状況報告について

2 平成十三年度下半期の事業計画について

3 平成十三年度明るい選挙啓発作品コンクールについて

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号  
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）  
（電話〇九六一三八一一八〇一五）

熊本県ユニバーサルデザイン懇話会公告第二号

第二回熊本県ユニバーサルデザイン懇話会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成十三年十一月二十一日

熊本県ユニバーサルデザイン懇話会

一 開催日時

平成十三年十一月二十八日（水）

午後三時から午後六時まで（予定）

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁舎行政棟新館 二階 多目的AV会議室

三 議題（予定）

ユニバーサルデザインの振興指針（素案）について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

会議の傍聴の受付は、午後二時二十分から午後二時五十分まで会議の会場入口において行い、懇話会の座長が認めたらうで、事務局の案内により会議の会場に入ることができる。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があつた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県ユニバーサルデザイン懇話会事務局（熊本県企画開発部企画調整課パートナーシップ企画室）

（電話〇九六一三八三一一一一 内線三六四一）

平成十三年十一月二十一日  
熊本市印刷所  
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社  
電話代〇九六二八六三三番社八



古紙配合率100%